

野田市介護事業者協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は野田市介護事業者協議会という。

(目的)

第2条 本会は、介護事業者間の連携及び介護の質の向上を図り、もって野田市における介護保険制度の円滑な実施に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 介護事業者間の連絡及び協力に関すること
- (2) 介護に関する情報の共有のための諸事業
- (3) 介護の質の向上に関する研究会等の開催
- (4) 介護事業者に関する調査及び研究
- (5) 介護事業者専門部会の開催
- (6) その他目的達成に必要なこと

(会員)

第4条 本会は、野田市内に事業所を有し、又は野田市を提供地域とする介護事業者（以下「会員」という。）及び保険者である野田市をもって構成する。

2 本会に入会しようとする事業者は、理事会に所定の入会申込書を提出しなければならない。

3 会員は、退会しようとするときは、理事会に所定の退会届出書を提出しなければならない。

4 会員が会計年度中に会費を納入しないときは、退会したものとみなす。

5 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において3分の2以上の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

イ 本会の名誉を傷つけ、又は第2条に規定する目的に反する行為を行っているときと認められるとき。

ロ 第1項に規定する会員の資格要件を欠くと認められる

(会費等)

第5条 本会は、第3条の運営にあたり、会員は会費等を納入するものとする。

第2章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事は7人以上とする。
- (2) 理事は会員の中から総会で選出する。
- (3) 会長、副会長及び会計を置き、理事の互選によりこれを選出する。
- (4) 監査2名を置き、総会で選出する。

(職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 前2項に規定する者以外の理事は、この規約及び総会の議決に基づき本会の業務を執行する。
- 4 会計は、本会の会計を処理する。
- 5 監査は、本会の会計の監査をする。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了後も後任者が選任されるまでの間は、その地位を保有するものとする。
- 4 役員は、任期満了後も第3項の規定により役員がその地位を保有している間は、その職務を行うものとする。
- 5 役員が所属する事業者の人事異動等により、会の役員を辞職する場合は、当該役員の所属において後任の代表者等を補欠の役員とすることができる。

第3章 組 織

(総会)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 定期総会は、年1回会長が招集する。
- 3 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき又は3分の1以上の会員から要請があったときに会長が招集する。
- 4 議長は、理事の中から選出する。
- 5 総会は会員の過半数の出席（委任状を含む。）で成立し、議事は出席会員の過半数で決する。この場合において、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第10条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 理事会は理事の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 理事会は、次に掲げる事項について協議する。

イ 総会に付議すべき事項。

ロ 総会の議決した事項の執行に関する事項。

ハ その他本会の運営に関し会長が必要と認める事項。

(事務局)

第11条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、野田市役所内に置く。

第4章 規約の変更

(規約の変更)

第12条 この規約の変更は、総会において出席会員の3分の2以上の議決を経て、変更す

る。

第5章 雑 則

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

この規約は、平成17年7月20日から一部変更する。

この規約は、平成18年4月14日から一部変更する。

この規約は、平成21年4月17日から一部変更する。

この規約は、平成28年4月21日から一部変更する。

この規約は、平成29年4月21日から一部変更する。